

)

〔口頭照会回答要旨〕

1 裁判官の定年制について

(法務大臣官房司法法制調査部 照会―回答集(四集一九)―  
昭四六・九・一〇 決裁)

(問) 最高裁判所の裁判官及び下級裁判所の裁判官は、裁判所法第五〇条の規定により、それぞれ同条に定める一定の年齢に達した時に退官することとされているが、同条を改正して、これら裁判官が一定の年齢に達したときはその日の属する年度末に退官することとすることは、憲法第七九条第五項及び第八〇条第一項ただし書の規定の文言に照らし、許されないと解すべきであるか。

(答) 憲法第七九条第五項は、「最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する」旨、及び憲法第八〇条第一項ただし書は、「下級裁判所の裁判官は「法律の定める年齢に達した時には退官する」旨をそれぞれ定めており、右の「法律」に当たる裁判所法第五〇条は、「最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年に達した時に退官する」旨を定めている。これに対し、旧憲法下においては、旧憲法が現憲法第七九条第五項及び第八〇条第一項ただし書に相当する規定を欠いていたということはあるにしても、裁判所法の前法たる旧裁判所構成法(明治二三年法律第六号)第七四条ノ二が「大審院長年齢六十五年其ノ他ノ判事ノ職ニ在ル者年齢六十三年ニ達シタル場合ニ其ノ時期ガ十二月一日ヨリ五月三十一日マデノ間ナルトキハ五月三十一日六月一日ヨリ十一月三十日マデノ間ナルトキハ十一月三十日ニ於テ各々退職トス………」と定めていたので、退職(旧憲法下においては、裁判官は終身官とされていた。)の時期は、厳格な意味での定年に達した日(以下「満年齢到達日」という)ではなく、五月三一日及び一月三〇日の二期にそれぞれ一括されていた。各裁判官がそれぞれ満年齢到達日に退職(官)する仕組みと、定年に達した後の一定期日に一括して退職(官)する仕組みを比較する限りにおいては、後者の仕組みが後任者の補充等人事行

〔憲法資料⑧〕

政の面で便宜であることは容易に首肯できるところである。そこで、お尋ねも、現憲法下において、裁判官の定年による退官の日を満年齢到達日以後の一定期日に一括する措置を採ることが許されないかを問題にされるのである。

しかしながら、お尋ねの趣旨のような裁判所法の改正を行なうことは憲法上許されないと解せざるを得ないものと思料する。というのは、憲法第七条第五項及び第八〇条第一項ただし書は、「法律の定める年齢に達した時に（は）退官する」と規定し、それぞれ、最高裁判所又は下級裁判所の裁判官について、定年という退官の事由との退官の時期とを定めているが、その文言からみて、これらの条項は、退官の時期については厳密に満年齢到達日を指しているものと解せざるを得ないからである。思うに、法文においては、しばしば「とき」又は「時」という字句が用いられるが、前者は要件の具備又は条件の成就をあらわし、後者は時点をあらわすという具合に、両者は区別して用いられるのが一般的慣用例である。前者の「とき」については、それが条件の成就をあらわすこととの結果、同時に時点をあらわすことになるという場合はあるが、後者の「時」が単に条件成就のみをあらわす場合に用いられるということは、法文用語の慣用例に著しく反する。そして、憲法の規定も、「とき」と「時」を区別して用いるという右の慣例については、これを踏襲しているものと思われる。このことは、憲法第三十九条が犯罪行為の行なわれた時点をあらわす用語として、「実行の時」という文言を用いておりこと及び第七条が、第三項においては「投票者の多数が裁判官の罷免を可とするとき」と規定し、第五項においては「法律の定める年齢に達した時」と規定するというように、同一の条文中において両様の文言を用いていることからも推知することができよう。このように見てくれば、憲法第七条第五項及び第八〇条第一項ただし書にいう「時」とは、まさしく時点をあらわしているものというべく、これらの条項が裁判官の定年に関する法律の定めに委ねているのは、定年を何歳

に定めるかと「いうことのみであつて、定年による退官の時点については、それが満年齢到達日であることを憲法自身が明定しているものとみるのが憲法の正しい解釈といわなければならないわけである。

そして以上のことは、現憲法の出発点となる昭和二一年三月六日閣議決定の憲法改正草案要綱（第七五の第一項、第七六）が、「裁判官ハ……満七十歳ニ達シタル時退官スルモノトスルコト」（第七五の第一項）と定めており、その後右の具体的年齢、すなはち「満七十歳」が「法律の定める年齢」と改められた経緯からも首肯されよう。また、裁判所構成法改正法律案要綱においても、その第一次案（昭一・七・二二）においては旧裁判所構成法第七四条ノ二に相当する規定（案）がみられたものの、それは最高裁判所の裁判官に限り、しかも第二案としてであつて、その後、同第二次案以降の案においては、すべて退官すべき年齢のみを定める規定（案）となつており、臨時法制調査会における審議においても、定年をいかなる年齢とすべきかが論議の中心であつた。このような経緯は、裁判官の定年に関し、右に述べたような憲法第七九条第五項及び第八〇条第一項ただし書の解釈が前提とされていたことを推測させるのに十分である。

ちなみに、国家公務員のうち定（停）年制が採られているものについてみると、裁判官のほか、検察官、検査官、公正取引委員会の委員長及び委員、自衛官並びに教育公務員がある。これら定（停）年制を定める法律は、学年制との関連の強い教育公務員は別として（教育公務員特例法第八条第二項は、「教員の停年については、大学管理機関が定める」旨定め、各国立大学においては、停年に達した日の属する学年度末又は年度上半期・下半期の期末をもつて退官するものと定められている）、いずれも一定の年齢に達した時（とき）に退官するものと定められているところ（検察庁法第二十二条、会計検査院法第五条第三項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第三〇条第三項、自衛隊法第四十五条・自衛隊法施行令第六〇条）、これらの規定の解釈運用にあたつては、いずれも

当該公務員がそれぞれの満年齢到達日において退官となる扱いで一貫されている。

次に法律で「年齢」を定めるということの意味についてであるが、お尋ねの背後には、お尋ねにあるような規定、すなわち裁判官が一定の年齢に達した日の属する年度の末日に退官するという規定を設けることは、各裁判官の退職時点においては、それぞれの誕生日のいかんに応じ、基準満年齢に一年に満たない日数がばらばらに附加されることになるが、なおそれなりに、法律で「年齢」を定めたことになるのではないかという考えがあるのかもしれないが、この考え方も、憲法第七九条第五項及び第八〇条第一項ただし書の文言に照らし、これを支持することは困難である。年齢を定めるというのは、文字どおり年を基準として一義的に<sup>年齢</sup>を定めるということであつて、一年未満の日数が各裁判官ごとにばらばらに附加されることとなるような退官時期を定めることは、文字の素直な読み方にはどうていなじまないものといわなければならない。お尋ねのような法律の規定をもし憲法が予定しているとしたならば、憲法の前記の規定は、たとえば「年齢を基準として法律で定める時期に退官する」とでもいうような規定であるべきであつて、現行の憲法をこれと同じ趣旨に解するというのは無理というほかないであろう。

以上述べたところにより、お尋ねの裁判所法改正の憲法適否については、これを消極に解するのが相当と考える。